〇〇農業委員会におけるタブレット型端末機に関する運用基準（例）

（目的）

第１条 この基準は，〇〇農業委員会（以下「農業委員会」という。）におけるタブレット型端末機の使用に関して，必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第２条 この基準における用語の定義は，次に定めるところによる。

1. 会議とは，総会並びに運営委員会等の農業委員会が開催する会議をいう。
2. 委員とは，農業委員および農地利用最適化推進委員をいう。

（３）ソフトウェアとは，情報通信機器上で稼働するプログラム等をいう。

（４）貸与端末機とは，委員に貸与されるタブレット型端末機をいう。

（５）サーバとは，主として端末機の操作によって生じる各種サービス要求を処理するコンピュータをいう。

（６）アカウントとは，ネットワークやコンピュータなどにログインするための権利をいう。

（端末機の貸与）

第３条 会長は，会議及び農業委員会活動に使用するため，委員にタブレット型端末機を貸与し，貸与を受ける委員は貸与端末機借用申請書（様式第１号）を会長に提出するものとする。

２ 複数の委員で同一のタブレット型端末機を利用する場合を除き、委員は，貸与端末機を他人に貸与し，又は譲渡してはならない。また，貸与端末機の使用権限がなくなったときは直ちに会長に返却しなければならない。

（貸与端末機の取扱い）

第４条 委員は，貸与端末機を使用する場合，農業委員会の品位を重んじた良識ある使用を心がけるものとする。

２ 委員が貸与端末機を使用し，コンピュータウイルスの感染等による被害や損失等が発生した場合は，速やかに会長に報告するものとする。

（貸与端末機に関する禁止事項）

第５条 委員が貸与端末機を使用する場合，次に掲げる事項を禁止するものとする。ただし，委員が会長に様式第２号により申請の上，承認された場合は，この限りでない。

（１）貸与端末機の改造，交換及び拡張機器の追加，動作環境の変更

（２）新たなソフトウェアのインストール，既存ソフトウェアの削除

（３）貸与端末機の性能，機能等を変更する行為

（個人情報の取扱い）

第６条 委員は，貸与端末機から得られる個人情報を農業委員会活動にのみ利用するものとし，これ以外の目的に利用できないものとする。

２ 委員は，貸与端末機から得られる個人情報を機密として厳重かつ適切に取り扱うものとし，第三者に提供または漏洩しないものとする。

（会議中の使用における禁止事項）

第７条 委員は，会議において貸与端末機を使用する場合，次に掲げる事項について，これを禁止するものとする。

（１）音声や操作音を発するなど，会議の運営上支障となる行為を行うこと。

（２）当該会議の目的外の用途に使用すること。

（３）個人情報，その他農業委員会及び市町村において公開されていない情報を開示すること。

（４）電子メールの送信，ＳＮＳ（ソーシャルネットワーキングサービス）や掲示板などへの投稿を行うこと。

（違反行為に対する措置）

第８条 この基準の使用制限及び禁止事項に違反して使用していることを確認したときは，会長又は会議の長から注意を与える。なお，注意によっても違反が改められない場合は，会長又は会議の長は，貸与端末機の使用を停止させることができる。

（遵守事項）

第９条 貸与端末機を使用する委員は，次に掲げる事項について遵守するものとする。

（１）情報の受発信は，委員の責任において行うものとする。

（２）委員は，データの正確性を保持し，データ等の紛失，棄損等の防止に努めるものとする。

（３）個人情報の漏えいがあったときは，速やかに実情を把握し，会長に報告し，必要な措置を講じるものとする。

（４）委員は，市町村の情報の保全措置に関し，積極的に協力し誠実に対処しなければならない。

（５）貸与端末機の是正措置を講ずる必要がある場合には，委員は会長が指示する方法により速やかに対処しなければならない。

（６）そのほか必要に応じ別途定めるものとする。

（通知および届出）

第１０条 委員と農業委員会事務局は，双方の間で各種通知や届出等を貸与端末機で行うものとする。ただし，文書によることが必要な場合は，文書で通知，届出を行うものとする。

（その他）

第１１条 この基準に定めるもののほか，基準の運用に必要な事項又は疑義は，会長が運営委員会に諮って定めるものとする。

附 則

この基準は，令和４年●月●日から施行する。

厳　守　事　項

〇〇農業委員会におけるタブレット型端末機に関する運用基準第９条（６）の規定に基づき,次のとおり定める。

１．委員(以下「使用者」という。）は,〇〇農業委員会におけるタブレット型端末機に関する運用基準を遵守し,貸与されるタブレット型端末機を適切に使用しなければならない。

２．タブレット型端末機（モバイルルータ等を含む。）を貸与された使用者は，適正に管理を行うとともに，複数の使用者で同一端末を利用する場合を除き、第三者（家族を含む。）に端末を貸与してはならない。

※タブレット型端末機やシンクライアントへのログイン用ID，Password などは，当該端末の使用者が管理し，第三者に教えてはならない。また，端末にID，Passwordを記載した紙等を貼り付けたり，メモ用紙等に記載したりしないこと。

３．有料のサイトその他市町村に料金の請求がなされるような利用をしてはならない。

※課金された場合，使用者が負担する。

４．会議中は音が鳴らない状態で使用するものとし，会議資料のダウンロード，語句の検索などを除きインターネットを利用してはならない。

５．使用者は、農業委員会活動以外で端末を利用してはならない。

　※通信状況等を事務局が監視し，異常な使い方があれば，会長に報告し，会長が注意を行う。

６．紛失，盗難，故障等が発生した場合は，遅滞なく事務局に連絡しなければならない。

※事務局は，MDM（モバイルデバイス管理）などを活用し、事象に応じた適切な対応を行う。

※重大な過失が認められる有償の修理等は，使用者が負担する。

７．使用者は，私物の記録媒体等をタブレットへ接続してはならない。

８．タブレット端末を介して取得したデータを第三者に譲渡してはならない。

９．これまでの資料の取り扱い同様，個人情報の入ったデータは特に慎重に取り扱い，第三者に漏れることがないよう努めなければならない。

※委員の職を退いた後も同様とする。

様式第１号

　　年　　月　　日

　〇〇農業委員会会長　　　　　　　　　　様

申請者

(氏名)

貸与端末機借用申請書

　〇〇農業委員会におけるタブレット型端末機に関する運用基準に記載されている事項に同意の上，下記のとおり貸与端末機を借用したく申請します。万一，当運用基準による棄損が生じた場合は実費弁償します。

　また，当運用基準による貸与端末機の返却について厳守することを承諾します。

記

１　貸出等の期日

　　　受　取　日　：　　　　　年　　月　　日（　）

　　　返却予定　：　　　　　年　　月　　日（　）

２　端末シリアル番号

様式第２号

　　年　　月　　日

　〇〇農業委員会会長　　　　　　　　　　様

申請者

（氏名）

貸与端末機の機能等変更申請書

　〇〇農業委員会におけるタブレット型端末機に関する運用基準第５条の規定に基づき，下記のとおり申請します。

記

１　申請内容

２　申請理由